

町 会 規 約

町 会 細 則

公 民 館 管 理 規 程

福 祉 規 約

防 災 会 規 約

防 災 計 画

防 災 設 備 配 置 図

里 山 辺 北 小 松 町 会

平 成 16 年 4 月 1 日 [制 定]

北小松町会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、里山辺北小松町会という。

(区域)

第2条 この会は、松本市大字里山辺のうち、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を松本市大字里山辺3811番地1におく。

第2章 目的

(目的)

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福祉厚生に関すること。
- (5) 集会施設の管理運営に関すること。
- (6) 町会施設の維持管理に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、正当な理由がない限り、すべてこの会会員になることができる。

(会費)

第7条 会員は細則に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3 この会の区域に入居した個人又は団体に対しては、この会は、これらの者にこの会の趣

旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が下記の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。
- (3) 会費を滞納し、かつ催告に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に、下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名 副会長 3名 会計 1名 監事 2名
- (2) 公民館長 1名 副公民館長 2名 福祉委員 2名
- (3) 各班に班長をおく。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、総会において決定する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

5 その他の役員については細則で定める。

(役員任期)

第14条 この会の役員任期は、会長、正副公民館長は2年とし、その他の役員は、1年とする。再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても、引き続き会員である限り後任者が就任するまでは、その職務を行はなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会、班長会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、下記の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の制定改廃に関すること。

(4) 役員を選任及び解任に係ること。

(5) その他この会の運営に関わる重要事項に関すること。

2 役員会は、下記の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会の付議すべき事項に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次ぎの総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は、会員の5分1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(班長会)

第20条 班長会は、会長もしくは役員会が必要と認めるとき、又は班長から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第21条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第22条 総会、班長会及び役員会は会長が招集する。

2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、第20・21条の規定による請求があったときは、すみやかに班長会、役員会を招集しなければならない。

4 総会、班長会及び役員会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日

時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。ただし、班長会、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。

2 班長会、役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 会議は、総会において総会員、班長会においては班長、役員会においては、役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 班長会、役員会の議事は、班長、役員過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、会長として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第24条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次ぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この会の資産は、次ぎに掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入

(4) その他の収入

(5) 別表に掲げる資産

(資産の管理)

第29条 資産は会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第30条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第32条 この会の事業報告及び収支決算は事業年度終了後1ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第33条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(書類及び帳簿等備え付け)

第36条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかねばならない。

(1) 規約

(2) 認可に関する書類

(3) 役員に関する書類

(4) 会員に関する書類

(5) 会議議事録

- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第37条 役員会は、この規約を実施するに当って、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときには、次ぎの総会に報告し、承認を得なければならない。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

(旧規約)

1 旧町会規約は(町会規約・公民館管理規定)町会細則と定める。